十三・十四　（略）

十五　前項第七号に掲げる事項については、次に掲げるものであること。

イ　対象不動産の追加取得の方針及び手続について、次に掲げる欄及び定めがあるもの

(1)　不動産特定共同事業契約の締結をするときに対象不動産の追加取得の方針に関する次に掲げる事項を記載する欄

(i)　追加取得する不動産の所在地域、延べ床面積、構造方法、用途及び建築後の経過年数並びに敷地面積その他の追加取得する不動産の選定の基準に関する事項

(ii)　地域別、用途別その他の追加取得する対象不動産に係る分類別の比率の予定が明らかである場合にあっては、当該比率に関する事項

(iii)　追加取得に係る借入れに関する制限に関する事項

(iv)　その他事業参加者の判断に重大な影響を与える事項

(2)　対象不動産の追加取得の手続に関する定め

(3)　対象不動産の追加取得の方針及び手続の変更に関する明確かつ公正な定め

(4)　対象不動産の追加取得の方針及び手続の変更に反対する旨を通知した事業参加者の契約上の権利及び義務を取得し、又は第三者に取得させることその他の事業参加者の保護のために必要かつ適切な措置に関する定め

(5)　対象不動産の追加取得の価格が当該対象不動産の鑑定評価額又は近傍同種の不動産の取引価格等に照らし合理的なものであることを担保するために必要かつ適切な措置に関する定め

ロ　不動産特定共同事業者等は、対象不動産の売却等（当該対象不動産の売却等により契約が終了するものを除く。）をしたときは、当該対象不動産の売却等をした日から三十日以内に、事業参加者に対し、当該対象不動産の売却等に係る対象不動産の所在、地番、用途、土地面積、延べ床面積その他の当該対象不動産を特定するために必要な表示、当該対象不動産の売却等をした日、当該対象不動産の売却等の価格、譲受人と不動産特定共同事業者等との関係、当該対象不動産の売却等をした日における財産の状況並びに対象不動産の追加取得の方針及び手続並びに対象不動産の追加取得の予定時期の定めがある場合にあっては当該予定時期を記載した書面を交付する旨又は当該書面に記載すべき事項を電磁的方法（第四十四条第一項各号に掲げる方法であって、同条第二項に掲げる基準（同項第三号に掲げる基準を除く。）に適合するものをいう。以下この号において同じ。）により提供する旨の定めがあるもの

ハ　特定金銭の運用方法について明確かつ公正な定めがあるもの

（削る）

ニ　（略）

ホ　不動産特定共同事業者等は、次に掲げる行為又は取引をする場合においては、事業参加者に対し、当該行為又は取引に係る財産を特定するために必要な表示、当該行為又は取引の予定時期並びに当該財産の評価額及びその算出根拠を記載した書面を事前に交付する旨又は当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供する旨の定めがあるもの

(1)・(2)　（略）

(3)　利害関係人との間における不動産特定共同事業契約に係る財産に関する取引

十三・十四　（略）

十五　前項第七号に掲げる事項については、次に掲げるものであること。

イ　対象不動産の追加取得の方針及び手続に関する定めがあるもの

ロ　不動産特定共同事業者等は、対象不動産の売却等（当該対象不動産の売却等により契約が終了する場合を除く。）をしたときは、当該対象不動産の売却等をした日から三十日以内に、事業参加者に対し、当該対象不動産の売却等に係る対象不動産の所在、地番、用途、土地面積、延べ床面積その他の当該対象不動産を特定するために必要な表示、当該対象不動産の売却等をした日、当該対象不動産の売却等の価格、譲受人と不動産特定共同事業者等との関係、当該対象不動産の売却等をした日における財産の状況並びに対象不動産の追加取得の方針、予定時期及び手続を記載した書面を交付する旨又は当該書面に記載すべき事項を電磁的方法（第四十四条第一項各号に掲げる方法であって、同条第二項に掲げる基準（同項第三号に掲げる基準を除く。）に適合するものをいう。以下この号において同じ。）により提供する旨の定めがあるもの

ハ　不動産特定共同事業者等は、対象不動産の売却等をした後に対象不動産の追加取得を予定する場合においては、当該対象不動産の売却等をした日から一年以内に対象不動産の追加取得をする旨の定めがあるもの

ニ　不動産特定共同事業者等は、対象不動産の売却等をした日から一年以内に対象不動産の追加取得をすることができなかった場合においては、当該対象不動産の売却等により得られた金銭について出資総額に対する出資の割合に応じて事業参加者に対し返還する旨その他これに準ずる公正な定めがあるもの

ホ　（略）

ヘ　不動産特定共同事業者等は、次に掲げる行為をする場合においては、事業参加者に対し、当該行為に係る財産を特定するために必要な表示、当該行為の予定時期並びに当該財産の評価額及びその算出根拠を記載した書面を事前に交付する旨又は当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供する旨の定めがあるもの

(1)・(2)　（略）

（新設）